第２の４　パッケージ型消火設備の技術基準

パッケージ型消火設備は，平成16年消防庁告示第12号（以下，「平成16年告示12号」という。）の規定によるほか，次によること。

**１　設置要件**

平成16年告示12号中の「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」

とは，初期消火及び避難を行う上で有効な，外気に直接開放された開口部又

は随時容易に開放できる開口部を有しない場所を指し，第５泡消火設備の技

術基準Ⅰ８の規定を準用するほか，消防長又は消防署長の認める場所とする。

**２　設置機器**

パッケージ型消火設備は，認定品を用いること。★